



KPMG Newsletter

KPMG Insight

会計・開示／税務 Digest
税務情報 (2024. 4 - 5)



Vol. **67**

July 2024

税務情報 (2024.4 – 5)

KPMG税理士法人

本稿は、2024年4月から5月に国税庁及び経済産業省等から公表された税務情報についてお知らせしたKPMG Japan e-Tax Newsの情報をまとめてご紹介するものです。

税務コンテンツ

最新の税務情報は
こちらからご覧になれます。



kpmg.com/jp/tax-topics

国税庁

– 2024年度税制改正における消費税改正に関する情報の公表

2024-04-02

(KPMG Japan e-Tax News No.302)

国税庁は4月1日、2024年度税制改正における消費税の改正に対応した改正消費税法基本通達を発遣しました。

また、同日、2024年度税制改正で創設されたプラットフォーム課税制度に関する情報を集約する「消費税のプラットフォーム課税について」というページを開設するとともに、プラットフォーム課税制度の概要を紹介するリーフレットを掲載しました。

【詳しくはこちら】

日本語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2024/jp-e-taxnews-20240402.pdf>

2023年度・2024年度税制改正

– 所得合算ルールに係る別表等を定める省令の公布

2024-04-15

(KPMG Japan e-Tax News No.303)

4月12日、2023年度税制改正で創設され、2024年度税制改正で追加的な見直しが行われた、グローバル・ミニマム課税における所得合算ルールに相当する「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」等に係る別表・付表及びこれらの記載

要領を定める省令が公布されました。

【詳しくはこちら】

日本語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2024/jp-e-taxnews-20240415.pdf>

英語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2024/jp-en-e-taxnews-20240415.pdf>

経済産業省

– 「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」のサイトを更新

2024-04-18

(KPMG Japan e-Tax News No.304)

経済産業省は4月16日、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」のサイトを2024年度税制改正を踏まえた内容に更新しました。

また、同サイトに2024年度税制改正の内容を反映したカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の適用に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の申請方法・審査のポイントをまとめた資料及びQ&Aを公表しました。

【詳しくはこちら】

日本語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2024/jp-e-taxnews-20240418.pdf>

国税庁

– 所得合算ルールに相当する制度に係る通達の趣旨説明の公表

2024-04-30

(KPMG Japan e-Tax News No.305)

国税庁は4月26日、2023年度税制改正で創設された、グローバル・ミニマム課税における所得合算ルールに相当する「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」に対応して発遣された通達に係る趣旨説明を公表しました。

【詳しくはこちら】

日本語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2024/jp-e-taxnews-20240430.pdf>

英語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2024/jp-en-e-taxnews-20240430.pdf>

経済産業省

– 2024年度税制改正関連情報の公表

2024-05-14

(KPMG Japan e-Tax News No.306)

経済産業省は5月10日、スピノフの円滑な実施を支援するために公表している「『スピノフ』の活用に関する手引」及び事業再編計画の認定要件や支援措置をまとめた資料について、2024年度税制改正を踏まえた内容に更新しました。

また、同日、「研究開発税制について」のページに掲載している研究開発税制の概

要資料について、2024年度税制改正の内容を反映した改訂版を公表しました。

【詳しくはこちら】

日本語版：<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2024/jp-e-taxnews-20240514.pdf>

2024年度税制改正

- 所得合算ルールに相当する規定に係る省令の一部訂正

2024-06-03

(KPMG Japan e-Tax News No.307)

5月23日、官報第1227号の「公告」の「会社その他」における「正誤」の欄に、3月30日の官報特別号外第28号で公布された2024年度税制改正に係る「法人税法施行規則等の一部を改正する省令」の原稿誤りが掲載され、グローバル・ミニマム課税における所得合算ルールに相当する「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」の規定に係る省令の一部が訂正されました。

【詳しくはこちら】

日本語版：<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2024/jp-e-taxnews-20240603.pdf>

関連情報

本稿でご紹介したKPMG Japan e-Tax Newsは、以下のウェブサイトからアクセスいただけます。

kpmg.com/jp/tax-topics

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG税理士法人

大島 秀平、風間 綾、山崎 沙織、芝田 朋子

✉ info-tax@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。